

主な届出対象、届出時期、添付書類一覧

届出書類	届出時期	届出の対象	添付書類
炉設置届出書	あらかじめ	【炉】 ・ 熱風炉 ・ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉 ・ 据付面積 2 m ² メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）	設置場所の図面 ※消火器の位置を○ で記入する。
厨房設備設置届出書		【厨房設備】 ・ 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350kw以上の厨房設備 厨房設備とは調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備をいう。（3条の2）	設置する設備の能力 等がわかる設計図書 ※設備のパンフレット でも可。
暖房設備設置届出書		【温風暖房機】	
温風暖房機設置届出書		・ 入力70kw以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）	
ボイラー設置届出書		【ボイラー】 【給湯湯沸設備】	
給湯湯沸設備設置届出書		・ ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）	
乾燥設備設置届出書		【乾燥設備】 ・ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）	
サウナ設備設置届出書		【サウナ設備】 ・ サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）	
ヒートポンプ冷暖房機設置届出書		【ヒートポンプ冷暖房機】 ・ 入力70kw以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機 メーカーが冷暖房の能力を出力〔単位：馬力〕で表示していることがあるが、入力 の70kwに換算すると、約26馬力に相当する。	
火花を生ずる設備設置届出書		【火花を生ずる設備】 ・ 火花を生ずる設備 グラビヤ印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機、その他 の操作に際し、火花を生じ、かつ可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備をいう。（10条）	
放電加工機設置届出書	【放電加工機】		

		<ul style="list-style-type: none"> ・放電加工機 加工液として消防法第2条第7項に規定する危険物を用いないものは、ここにいう放電加工機に該当しない。(10条の2) 	
変電設備設置届出書 発電設備設置届出書 蓄電設備設置届出書	あらかじめ	【変電設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50kw以下のものを除く。) 【燃料電池発電設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池発電設備(火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。) (注)ここにいう燃料電池発電設備は、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。(8条の3第1項) 【発電設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの。(火災予防条例第12条第4項に定めるものを除く。) 【蓄電池設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池設備 (注)定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル未満のものは、ここにいう蓄電池設備に含まれず、届出対象外(13条1項) 	設置場所の図面 ※消火器の位置を○で記入する。 設置する設備の能力等がわかる設計図書 ※設備のパンフレットでも可。
火災とまぎらわしい煙又は火煙を発生おそれのある行為の届出書	あらかじめ	・火災とまぎらわしい煙又は火煙を発生おそれのある行為	付近見取り図
煙火打ち上げ仕掛け届出書	あらかじめ	・煙火(がん具用煙火を除く。)の打ち上げ又は仕掛け	付近見取り図
催物開催届出書	あらかじめ 2部(正・副)	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催 「劇場等」とは、劇場、映画館、演芸場、観覧上、公会堂もしくは集会場(23条1項)。本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催し物開催のみを指す。「催物」とは映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は見せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。	詳細図 正・副必要
道路工事届出書	あらかじめ	・消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事	付近見取り図(工事区間)
		・祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店	開催場所の図面

露店等の開設届出書	あらかじめ	<p>等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)</p> <p>「多数の者が集合する催し」とは、一時的に人が集合することにより混雑が生じ、火災発生時の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりをもつ催しを指す。したがって、集合する者の範囲が個人的繋がりに留まる場合(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど)は含まない。</p> <p>「露店等」とは、露店、屋台その他これらに類するものをいう。(第42条の3)</p> <p>「対象火気器具等」とは、火を使用する器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある器具であって、気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用する器具・電気を熱源とする器具をいう。</p>	<p>※店舗の配置がわかるよう記入する。</p> <p>※消火器の位置を○で記入する。</p>
少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書	あらかじめ 2部(正・副)	<p>・指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び火災予防条例別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物。</p> <p>「可燃性固体類等」とは、可燃性固体類及び可燃性液体類の総称をいう。(33条2項)</p>	<p>設置場所の図面</p> <p>※消火器の位置を○で記入する。</p> <p>タンク検査済証(コピー)</p> <p>正・副必要</p>
少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い種類、数量変更届出書	あらかじめ	種類や数量を変更する場合。	<p>設置場所の図面</p> <p>タンク検査済証(コピー)</p>
少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い廃止届出書	あらかじめ	貯蔵及び取扱いを廃止する場合	設置場所の図面
圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書	あらかじめ	液化石油ガス、その他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令(危険物の規制に関する政令第1条の10)で定めるものを貯蔵し取り扱おうとするとき貯蔵及び取扱いを廃止する場合	<p>設置場所の図面</p> <p>※消火器の位置を○で記入する。</p>